

店頭外国為替証拠金取引約款【みんなのFX・みんなのシストレ】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p><b>店頭外国為替証拠金取引約款</b> <b>【みんなのFX・みんなのシストレ】</b></p>	<p><b>店頭外国為替証拠金取引約款</b> <b>【みんなのFX・みんなのシストレ】</b></p>
(目的) (省略)	(目的) (省略)
第1条 (省略)	第1条 (省略)
<p>第2条(FX口座、シストレ口座及び入出金口座)</p> <p>お客様は当社が指定する方法に従って本約款取引を行うにあたっては、「みんなのFX」の口座(以下、「FX口座」といいます。)及び「みんなのシストレ」の口座(以下、「シストレ口座」といいます。)を、また資金移動の際に使用する「入出金口座」を開設するものとします。FX口座、シストレ口座及び入出金口座を開設するにあたっては、お客様は、別途当社との間でシストレ口座での取引に係る投資顧問契約(以下、「投資顧問契約」といいます。)を締結するものとします。また、FX口座、シストレ口座及び入出金口座を開設した後、当社の指定する方法に従って別途開設することができる「みんなのオプション」の口座を「オプション口座」、「みんなのコイン」の口座を「コイン口座」といいます。なお、いずれかの口座のみを指定して開設することはできません。</p>	<p>第2条(FX口座、シストレ口座及び入出金口座)</p> <p>お客様は当社が指定する方法に従って本約款取引を行うにあたっては、「みんなのFX」の口座(以下、「FX口座」といいます。)及び「みんなのシストレ」の口座(以下、「シストレ口座」といいます。)を、また資金移動の際に使用する「入出金口座」を開設するものとします。FX口座、シストレ口座及び入出金口座を開設するにあたっては、お客様は、別途当社との間でシストレ口座での取引に係る投資顧問契約(以下、「投資顧問契約」といいます。)を締結するものとします。また、FX口座、シストレ口座及び入出金口座を開設した後、当社の指定する方法に従って別途開設することができる「みんなのオプション」の口座を「オプション口座」、「みんなのコイン」の口座を「コイン口座」といいます。なお、いずれかの口座のみを指定して開設及び解約することはできません。</p>
2. ～7. (省略)	2. ～7. (省略)
<p>第3条(口座開設の適格要件)</p> <p>FX口座、シストレ口座及び入出金口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。</p> <p>(1)ご自身の判断と責任により本約款取引を行うことができること。</p> <p>(2)お客様が個人の場合には、日本国内に居住する満20歳以上80歳未満であり、日本法上の行為能力を有する者であること。または、日本国内に居住する満18歳以上20歳未満(高校生を除く。)で代理人による同意があること。</p>	<p>第3条(口座開設の適格要件)</p> <p>FX口座、シストレ口座及び入出金口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。</p> <p>(1)ご自身の判断と責任により本約款取引を行うことができること。</p> <p>(2)お客様が個人の場合には、日本国内に居住する満20歳以上80歳未満であり、日本法上の行為能力を有する者であること。または、日本国内に居住する未成年(満18歳以上20歳未満(高校生を除く。))で法定代理人による同意があること、若しくは婚姻者である者。</p>
(3)～(19) (省略)	(3)～(19) (省略)
(以下省略)	(以下省略)
令和4年8月20日 改訂	<追加>
以上	以上